お知らせ

◆忘れずに納付しましょう！

市県民税（第1期）の納期限は7月1日㈪です。最寄りの金融機関もしくはコンビニエンスストアで納付してください。なお、納税通知書は6月14日㈮発送予定です。

納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

また、納税には便利な口座振替をご利用ください。

くわしくは、
市収税課（2階）
☎⑳1578、FAX⑳1609へ。

◆年金受給者の方の年金振込通知書の発行は年一回です

国民年金・厚生年金・船員保険の年金は、支払月（偶数月）の15日（日曜祝日などの場合は前金融機関営業日）にご指定の金融機関口座に振り込まれます。

振込の内容については「振込通知書」が発行され、その年の6月から翌年4月支払い分までの支払日と金額が記載されています。「振込通知書」は年一回、毎年6月だけの発行で、年金が振り込まれるたびに届くわけではありませんのでご注意ください（年金支払額の変更があった場合や、受取り先金融機関の変更をされた場合はその都度通知されます）。

なお、口座振込ではなく、郵便局の窓口で通知書と引き換えに現金で受取りをされている方には、支払いの都度「支払通知書」が送付されます。

お問い合わせは、
市国保年金課（2階）
☎⑳1503、FAX⑳1600へ。

◆ペットの飼い主は責任を持って適切に！

6月は動物の正しい飼い方推進月間です。次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

・動物を飼う前に、動物を飼うことのできる環境であるかどうか、責任を持って最後まで飼えるかどうか、よく考えましょう。

・猫は屋内で飼いましょう。猫による他人への迷惑を防止でき、また、病気や交通事故などの危険から猫を守ることができます。

・ペットショップなどで動物を選ぶときは、世話の方法やかかりやすい病気、その動物の習性や特徴などを確認しましょう。

・飼い犬については、首輪などに登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務付けられています。なお、万が一、登録鑑札および注射済票が脱落した場合に備えて、首輪に連絡先、電話番号、飼い主氏名を書いておきましょう。

・飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。

・望まれない子犬・子猫を増やさないために、不妊・去勢措置をしましょう。

・やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも、動物を絶対に捨てずに、事前に保健所・動物愛護センターに相談してください。

お問い合わせは、
長生健康福祉センター（長生保健所）
☎㉒5167
千葉県動物愛護センター
☎0476㉓5711
公益財団法人千葉県動物保護管理協会
☎043(214)7814へ。

◆私は守ります。電波のルール

総務省では、6月1日から10日までを、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動および不法無線局の取締りを強化します。電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなで守りましょう。

お問い合わせは、
関東総合通信局
不法無線局による混信・妨害＝☎03（6238）1939、テレビ・ラジオの受信障害＝☎03（6238）1945、地上デジタル放送の受信相談＝☎03（6238）1944へ。

◆社会福祉協議会の会員を募集します

社会福祉協議会（社協）の会費は高齢者の孤立防止のための交流会や、障がい者の方への紙おむつ配布事業等の福祉サービスに使われています。社協の事業にご理解いただくとともに、会員としてご支援ご協力をお願いします。

会費の種類（年額1口～）
一般会員＝1世帯500円
賛助会員＝3千円／1万円
法人会員＝法人1万円／個人事業所3千円

取り扱い先＝①社会福祉協議会（総合市民センター内）②二宮・豊田・五郷・豊岡・東郷福祉センター③市社会福祉課④本納支所※①②祝日閉館、③④土日祝日閉庁

お申し込み、お問い合わせは、
社会福祉協議会
☎㉓1969、FAX㉓6538へ。

◆結婚50周年を迎えるご夫婦を祝福します

9月5日㈭10時15分～13時30分／対象＝昭和38年9月1日～昭和39年8月31日の間に結婚し、夫婦ともに健在で市内在住の方／場所＝プラザヘイアン茂原／費用＝ご夫婦で5千円／申込締切＝7月12日㈮

お申し込み、お問い合わせは、
社会福祉協議会
☎㉓1969、FAX㉓6538へ。